(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **上松町** (都道府県: <mark>長野県</mark>)

本事業の担当部局名 企画財政課 企画政策係

| 事業 | Ě | メニ | <u> </u> | - 結婚新生活支援事業 | | | | | | | |
|--|---|--|----------|--|------|----------------|---------|-----|----------------------------|-------------|--------|
| 区 | | | 分 | 結婚新生活支援 | | | | | | | |
| 関連 | 連事業メニュー 4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る援援(都道府県主導型コース) | | | | | | | | 係る支 | | |
| 個 | 別 | 事 | 業名 | 上松町結婚新生活支援事業 | | | | | 新規/継続 (一般財源での 実施も含む) | 継続 | |
| 実施期間 | | |] | 交付決定 | 2日 ~ | · 令 | ↑和6年3月3 | 81日 | 事業開始年度 | 令和3 | 年度 |
| 対象経費支出予定額 ※(注)1 | | | 予定額 | 2,100,000 | | | | | 円 | | |
| 自治体における少子化 対策の全体像及びその 中での本個別事業の位 置付け ※(注)2 | | | びその | (地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> 1965年には10,083人であった当町の総人口は、令和3年12月に至り4,160人まで減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所による推計では令和42年に1,268人となる見込みである。 上松町地方創生総合戦略の策定に伴い、令和2年度に実施した住民意識調査では、町内独身者の55%が「いずれ結婚するつもり」とし、県や町が取り組むべきことして38%が「結婚祝い金などの経済的支援」を挙げた。 また、結婚後の子育てにおいても必要な支援として57%が「費用援助」を選択していることから、住民の結婚・子育でにおいて町からの「経済的支援」は大きな期待を込められた重要な要素であることがわかった。以上のことから、制度を整えることによって、経済的な問題により結婚を躊躇う町民へ支援を行っていく必要がある。 「本個別事業の位置付け> 上松町総合戦略(令和3年6月策定)における基本目標3「安心して子育でができる まちづくり」において下記の各項目を設けてこれに取り組んでいる。 「お婚の望みをかなえる 結婚支援・出会いの場などの結婚支援②安心して産むことのできる 出産時の支援 ③多様なニーズに対応した 保育サービスの充実 ④町民の健康を実現する 切れ目のない保健対策の実施当事業は、上記取組の①に位置づけられる。 (本個別事業における現状と課題) | | | | | | | |
| | 1. 概要 【補助対象要件】 | | 重件1 | | | | | | | | |
| | | 1907/3 「得要作 | 1 _ | 夫婦の合計所得が 500万円未満 | | 自治体独自 基準の場合 | | | | | |
| | · <u>£</u> | F齢要作 | F . | 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 | | 自治体独自 基準の場合 | | | | | |
| | | 助上阻 | | | | | | | | | |
| 個 別 | _ (| 歳以下 の場合 | <u> </u> | 各費用に係る合計が60万円 | | 自治体独自 基準の場合 | | | | | |
| 事 業 | L | 歳以下 の場合 | √ | 各費用に係る合計が30万円 | | 自治体独自 基準の場合 | | | | | |
| の内容 | L× | | 家賃 | 重 住宅購入費 | 費用 | ✓ | リフォーム | ム費用 | ✓ | 引越費用 | \neg |
| | .∌ | 【その他独自要件】 ・夫婦の双方共に町税等の滞納がないこと。 ・補助金の申請日から5年以上居住する意思を有すること。 | | | | | | | | | |
| | 2. 申請見込 4 世帯 上記のうち ともに29歳以下 3 世帯 左記以外 1 【復算根拠】 【39歳以下】1世帯×30万円(補助上限額)×2/3(補助率)=200千円 | | | | | | 1 | 世帯 | | | |
| | 参考: 令和4年 夫婦共に39歳以下かつ、どちらかが30歳以上の対象婚姻件数 2件 【29歳以下】3世帯×60万円(補助上限額)×2/3(補助率)=1200千円 参考: 令和4年 夫婦共に29歳以下の対象婚姻件数 4件 「令和 4 年 4 月 ~ 令和 4 年 12 月 | | | | | | | | | <u>12</u> 月 | |
| ※税務部局への照会により、世帯所得500万未満と想定する夫婦のみを抽出して計上 申請 実績 世帯数 | | | | | | | | 0 | 世帯 | | |

| ②継続補助見込 | 継続補助実施の有無 | 無 | |
|-----------|-----------|---|----|
| 見込世帯数 | | | 世帯 |
| 计免经费专用予宁姆 | | | Ш |

3. 広報の実施予定

- 町広報誌に事業内容を掲載。
- ・ 役場窓口に婚姻届が提出された際にチラシと様式を夫婦に手渡

| | KPI項目 | 単位 | 目標値 | 現状値 | | | | |
|--------------------------|---|----|-------------|---------|--|--|--|--|
| 小フルサケムはの手声 | 婚活イベント等をきっかけとした婚姻数 | 組 | 1(令和7年) | 1(令和4年) | | | | |
| 少子化対策全体の重要 | | | | | | | | |
| 業績評価指標(KPI)及び 中島的は思り標 | | | | | | | | |
| 定量的成果目標 ※(注)4 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 項目 | | 直近の | 直近の実績 | | | | |
| 参考指標 | 合計特殊出生率 | % | 0.78(令和3年度) | | | | | |
| ※(注)5 | 婚姻件数 | 件 | 9 (令和4年) | | | | | |
| | 婚姻率 | % | 2.20(令和4年) | | | | | |
| | KPI項目 | 単位 | 目標値 | 現状値 | | | | |
| | 支給世帯実績/支給見込世帯数の割合 | % | 75 | 0 | | | | |
| | 結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」 | % | 80 | 0 | | | | |
| | 結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援され | | | | | | | |
| | ていると感じた世帯の割合」 | % | 80 | 0 | | | | |
| 個別事業の重要業績評 | | | | | | | | |
| 価指標(KPI)及び定量的 | | | | | | | | |
| 成果目標 ※(注)6 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 他自治体との連携・役割 | | | | | | | | |
| 分担の考え方及び具体 | 長野県の公共施設・関係機関等でのチラシ配布を行うとともに、県ウェブサイトで広報を行う。 | | | | | | | |
| 的方法 ※(注)7 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 民間事業者との連携・役 | L Z | | | | | | | |
| | 町内の商店や若者によるまちづくり委員会等を通じて事業の宣伝を行う。 | | | | | | | |
| 体的方法 ※(注)8 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書 等)を添付すること。
- ずっとからりょうしこ。 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①~③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載 不要。
- ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
- ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
- ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(PI)及び定量的成果目標。ICONでは、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成 果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
- ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載 すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。